

# 介護保険

# 住宅改修の手引き



令和7年3月作成

海老名市 保健福祉部 介護保険課

介護保険の住宅改修は、介護が必要になっても住み慣れた住宅で在宅生活を送るため、居住する住宅を改修することで被保険者の自立を助け、介護者を支援する環境を整える制度で、手すりやスロープ等を設置する小規模な住宅改修が対象です。

## 1 対象

要介護・要支援認定を受けている方（要支援 1・2、要介護 1～5）

## 2 住宅改修費支給限度基準額

- 要支援、要介護区分にかかわらず、同一住宅で **20 万円（支給限度基準額）** です。
- 保険給付対象額のうち、負担割合証に記載された割合（1～3 割）は自己負担になります。
- 20 万円を超える工事を行った場合、超えた部分に関しては全額自己負担となります。
- 要介護状態区分が 3 段階以上上昇したとき（※ 1）や、転居したときは再度 20 万円までの支給限度基準額が設定されます。

※ 1 初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護度区分を基準として、3 段階以上上がった場合に、例外的に住宅改修費の残額が 20 万円に戻ります。

| 初めて住宅改修を行ったとき  | 今回      |
|----------------|---------|
| 要支援 1          | 要介護 3～5 |
| 要支援 2<br>要介護 1 | 要介護 4～5 |
| 要介護 2          | 要介護 5   |

### 3 対象工事

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 手すりの取り付け                        | 廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路（玄関アプローチ）などに、転倒防止や移動補助のために手すり等を設置する工事。   |
| 段差の解消                           | <p>居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの各室間の段差や、玄関アプローチなどの段差を解消するため、敷居を低くしたり、スロープを設置したり、浴室の床をかさ上げするなどの工事。</p> <p>〔注記〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 砂利からコンクリートへの変更も対象になります。</li> <li>□ 踏み台やスロープをただ置くだけでは支給対象になりません。固定する工事があれば支給対象になります。</li> <li>□ 浴室用すのこは、福祉用具購入の支給対象です。</li> </ul> |
| 滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更 | <p>居室を畳敷きから板張りやビニール系床材に変更する、浴室の床を滑りにくいものへ変更する、通路面を滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事。</p> <p>〔注記〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 畳からフローリングへの変更は可能ですが、理由書の内容に注意してください。</li> <li>□ 「ベッドを置くため」は支給対象外です。</li> <li>□ 畳だと「滑るから」「車いすが引っかかるから」等の理由であれば認められます。</li> </ul>                   |
| 引き戸などへの扉の取り替え                   | 開き戸を引き戸や折り戸、アコーディオンカーテンなどに取り替える工事。扉全体の取り替えのほか、ドアノブの変更や戸の設置を含む。   |
| 洋式便器などへの便器の取り替え                 | <p>和式便器から洋式便器へ取り替えるなどの工事。洋式便器の向きを変える工事も対象。</p> <p>〔注記〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 洋式から洋式へ変更を希望する場合は、まず福祉用具の補高便座で検討してください。</li> <li>□ 補高便座では困難となる適切な理由があれば、事前に理由書を作成してもらい市の判断とします。</li> </ul>   |
| 附帯して必要となる工事                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手すりの取り付けのための下地の補強</li> <li>・ 浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事</li> <li>・ 床材の変更のための下地の補強や根太の補強</li> <li>・ 扉の取り替えに伴う壁または柱の改修</li> <li>・ 便器の取り替えに伴う給排水設備工事（汲取式からの水洗化又は簡易水洗化にかかるものは除く）</li> </ul>  |

## 4 利用の流れ

### 相談

- 担当のケアマネジャー等に相談、ケアマネジャー等による現地確認を実施
- 施工業者の選択、見積依頼

### 事前申請

- 市への**事前申請**（主に施工業者またはケアマネジャー等が行います）

#### 【必要書類（事前申請）】

- (1) 「介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書」
- (2) 住宅改修が必要な理由書  
→ケアマネジャーが作成。ケアマネジャーがいない場合、福祉住環境コーディネーター（2級または1級）、地域包括支援センターが作成。
- (3) 見積書  
→被保険者本人の宛名があること。介護保険対象外の工事を含む場合は、介護保険対象分の工事費を明記した見積書とすること。
- (4) 工事前の写真  
→撮影日を入れること。工事箇所全体の写真に、工事内容を印すこと。
- (5) 受領委任払い利用申請書（受領委任払いを利用する方のみ）
- (6) 住宅改修の承諾書（賃貸住宅の場合。家族宅は不要）

### 工事

- 着工了承後、住宅改修を実施
- 工事費を利用者から施工業者へ支払う

### 事後申請

- 市への**事後申請**（主に施工業者またはケアマネジャー等が行います）

#### 【必要書類（事後申請）】

- (1) 領収書の原本  
→被保険者本人の宛名があること。介護保険対象外の工事を含む場合は、介護保険対象分の工事費を明記した領収書とすること。
- (2) 工事完了後の写真  
→撮影日を入れること。工事箇所全体を写すこと。

### 支給

- 市から利用者または施工業者へ住宅改修費の支給

【注】事前申請を提出後に、工事内容に変更または取下げがあった場合、「介護保険居宅介護（予防）住宅改修費 事前申請内容 変更・取下げ届出書」を提出してください。

## 5 支払方法

支払方法は、「償還払」と「受領委任払」の2種類です。

### ○償還払

住宅改修費の全額を事業者や施工業者に支払い、負担割合証に記載された1～3割の自己負担額を除いた額を、介護保険給付として市から申請者（被保険者）に支払います。介護認定の新規申請中の方は、償還払いとなります。

### ○受領委任払

負担割合証に記載された1～3割の自己負担額のみを事業者に支払い、介護保険給付額を市から事業者に支払います。事前登録している施工業者が対象です。詳細は、海老名市ホームページをご覧ください。

1003258  で検索

ページ番号で検索すると便利だにゃ～！



## 6 身障手帳または療育手帳をお持ちの方へ

障がい者福祉制度の中にも、住宅設備改良費があります。改修前に海老名市障がい福祉課に相談・確認をしてください。

## 7 よくある質問

|     |   |
|-----|---|
| 質問1 | 住宅改修費の支給は何回でも受けられますか？   |
| 回答1 | 支給限度額が0円になるまで、その範囲内において、何回でも受ける事ができます。また、限度額が0円になった場合でも、要介護状態区分が3段階以上上昇したとき（p1※1）や、転居したときは限度額が20万円に戻り、再度0円になるまで支給を受けることができます。 |

|     |   |
|-----|---|
| 質問2 | 要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。                        |
| 回答2 | 介護保険の住宅改修は、住民登録地のみが対象となりますので、子の住宅に住民登録地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となります。 |

|     |   |
|-----|---|
| 質問3 | 入院中に住宅改修の申請ができるか。   |
| 回答3 | 入院中の事前申請は可能です。ただし、退院後に改修部分を使用すれば支給対象となりますが、死亡等で改修部分を利用しなかった場合、全額自己負担となることをあらかじめご了承の上申請してください。 |

|     |  |
|-----|--|
| 質問4 | 事前申請を提出したが、工事内容が変更または中止となった。   |
| 回答4 | 「介護保険居宅介護（予防）住宅改修費 事前申請内容 変更・取下げ届出書」を提出してください（主に施工業者またはケアマネジャー等が行います）。 |

|     |   |
|-----|---|
| 質問5 | 要介護度と負担割合の基準日はいつか。  |
| 回答5 | 住宅改修の場合、要介護度は着工日を、負担割合は領収日を基準とします。福祉用具の場合、どちらも購入日を基準とします。 |

|     |  |
|-----|--|
| 質問6 | 住宅改修費が支給されるまでにどれくらいかかりますか？                                 |
| 回答6 | 改修工事後の事後申請月の翌月末頃に支給します。（※申請内容に不備があった等の場合は、支給が遅れる可能性があります。） |

|     |   |
|-----|---|
| 質問7 | 住宅改修の工事費用は、先に全額を支払わないといけないのですか？   |
| 回答7 | 「償還払」を選択された方については、先に工事費用全額を施工業者に支払っていただき、後から保険給付で住宅改修の対象経費とされた額から自己負担分を差し引いた金額を申請者（被保険者）に支給します。一方で「受領委任払」を選択された方については、工事費用のうち住宅改修の対象経費とされた額の自己負担分（1～3割）と対象外経費のみの支払いで済みます（※残りの7～9割分については、市から施工業者に直接支給します）。 |

◆相談窓口

| 受付窓口   | 受付曜日・受付時間                            | 地区                                       |
|--|--------------------------------------|--|
| <b>海老名市役所 1階</b><br>介護保険課 介護保険係<br>勝瀬175-1           | 月曜日～金曜日<br>8:30～17:15<br>電話 235-4952 | 市内全域                                     |
| <b>海老名東地域包括支援センター</b><br>東柏ケ谷3-5-1<br>ウエルストーン相模野102号 | 月曜日～金曜日<br>8:30～17:00<br>電話 292-1411 | 柏ケ谷、東柏ケ谷<br>望地                           |
| <b>海老名北地域包括支援センター</b><br>(えびな北高齢者施設内)<br>上今泉4-8-28   | 月曜日～金曜日<br>8:30～17:00<br>電話 231-6061 | 上郷、下今泉<br>上今泉、扇町、泉<br>めぐみ町               |
| <b>海老名中央地域包括支援センター</b><br>中央1-18-33<br>エクシード金子1階     | 月曜日～金曜日<br>8:30～17:00<br>電話 234-2973 | 勝瀬、中央<br>国分南、国分北                         |
| <b>さつき町地域包括支援センター</b><br>(海老名市医療センター内)<br>さつき町41     | 月曜日～金曜日<br>8:30～17:00<br>電話 234-7226 | 中新田、さつき町<br>河原口、社家                       |
| <b>国分寺台地域包括支援センター</b><br>浜田町25-14<br>フジビル1階          | 月曜日～金曜日<br>8:30～17:00<br>電話 233-8881 | 大谷、大谷南、大谷<br>北<br>国分寺台、浜田町               |
| <b>海老名南地域包括支援センター</b><br>(えびな南高齢者施設内)<br>杉久保南3-31-6  | 月曜日～金曜日<br>8:30～17:00<br>電話 238-7691 | 中河内、中野、今里<br>杉久保北、杉久保南<br>上河内、本郷、門沢<br>橋 |
| <b>海老名市基幹型地域包括支援センター</b><br>(海老名市役所内)<br>勝瀬175-1     | 月曜日～金曜日<br>8:30～17:15<br>電話 233-0111 | 各地域包括支援セ<br>ンターの統括、総合<br>調整、後方支援など       |



【住宅改修の申請に関する問合せ】

海老名市 保健福祉部 介護保険課

[TEL:046-235-4952](tel:046-235-4952)

FAX:046-231-0513